改正 平成23年3月28日北関東防衛局達第 2号

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令(平成11年防衛庁訓令第29号)第8条の規定に基づき、北関東防衛局における職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士 北関東防衛局における職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する達

(通則)

- 第1条 北関東防衛局におけるセクシュアル・ハラスメントの 防止等については、セクシュアル・ハラスメントの防止等に 関する訓令及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関す る訓令の運用について(防人1第1889号。11.3.3 1)に定めるもののほか、この達の定めるところによる。 (不利益取扱いの禁止)
- 第2条 職員は、セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのために、いかなる不利益処分も受けない。

(職員の注意すべき事項)

第3条 職員は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用についての別紙第1の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないようにしなければならない。

(監督者の責務)

- 第4条 調査主任以外の職に補職されている者で、事実上監督 すべき部下を有する者(以下「監督者」という。)は、良好 な勤務環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意し てセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなけれ ばならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントにあり得る職員の言動に十分な注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、 又は生じるおそれがないか、職員の言動に十分な注意を払 い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

- (3) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該 苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメ ントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場におい て不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、職 員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見 逃さないようにすること。
- (4) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該 苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメ ントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場におい て不利益を受けることがないよう配慮しなければならない こと。
- (5) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申 出及び相談(以下「苦情相談」という。)があった場合に は、真摯かつ迅速に、必要な措置をとること。
- 2 監督者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が 生じた場合には、迅速かつ適切に、問題解決のための措置を 行わなければならない。

(苦情相談の申出)

- 第5条 職員は、相談員に対し、苦情相談を行う。この場合に おいて、相談員は、苦情相談を受ける日時及び場所について 随時指定する。
- 2 相談員については、別に定めるところによる。 (苦情相談への対応)
- 第6条 相談員は、苦情相談に係る事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い、当該苦情相談を迅速に解決するよう努めるものとする。
- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この達に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、総務部長が定める。 附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。 附 則(平成23年3月28日北関東防衛局達2号)

この達は、平成23年3月28日から施行する。